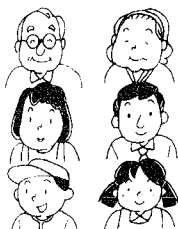


4月1日から消費税が変わります



「働き盛り世代」の所得課税の負担軽減と世代間の公平を目指した「税制改革」が行われています。所得税・個人住民税の減税が平成7年（度）から先行実施されるとともに、消費税が改正され、また、新たに地方消費税が創設されました。この改正は、平成9年4月1日から適用されます。主な改正点と地方消費税の概要は以下のとおりです。詳しくは、最寄りの税務署、税務相談室でお尋ねください。

〈消費税の改正〉 消費税率や中小事業者に対する特例措置などが改正されました。

① 消費税と地方消費税を合わせた税率が5%になります

平成9年4月1日以降に行われる取引については、消費税の税率が4%（現行3%）になります。また、新たに創設される地方消費税の税率は、消費税額の25%（消費税率換算で1%相当）になるので、消費税と地方消費税とを合わせた税率は5%になります。

●税額の1円未満の端数処理は5%を前提に行います……事業者の方々は、レジや請求書等の表示などを大幅に変更する必要はありません。税率については3%から5%に変更すればよく、税額の1円未満の端数処理も、5%を税率として行ってください。また、消費者の皆さんが買物をする際の手間もこれまでと変わりません。

② 中小事業者に対する特例処置が改正されます

●事業者免税点制度の見直し（基準期間のない法人の納税義務の免除の特例の創設）が行われます……その事業年度の基準期間がない法人（社会福祉法人を除く）のうち、その事業年度開始の日における資本または出資の金額が、1,000万円以上である法人（新設法人）については、その基準期間がない事業年度（課税期間）の納税義務は免除されません。

●簡易課税制度が改正されます

(1)適用上限額が引き下げられます……仕入れにかかる消費税額の計算に当たり、現在、基準期間の課税売上高が4億円以下の事業者はみなし仕入率を用いることができますが（簡易課税制度）、その適用上限額が4億円から2億円に引き下げられます。

(2)みなし仕入率が5区分になります……平成8年度税制改正により、みなし仕入率が実態に合わせて4区分から5区分に改正され、不動産業、運輸通信業、サービス業のみなし仕入率は50%（現行60%）となります。

●限界控除制度が段階的に廃止されます……課税期間の課税売上高が、5,000万円未満の場合に納付税額が軽減される限界控除制度が廃止されます（平成8年4月1日から平成9年3月31日までに終了する課税期間および平成9年4月1日以前に開始し、同日以降終了する課税期間については、一定の金額を限度とする経過的な措置があります）。

③ 仕入税額控除の適用要件が改正されます

仕入税額控除の適用要件として「帳簿及び請求書等」の保存が必要になります。仕入れの事実を記載した帳簿の保存に加え、請求書など取引の事実を証明する書類（インボイス）の保存が仕入税額控除の要件となります。

所得税および 住民税の申告は お済みですか

3月17日（月）までに

平成8年分の申告はお済みでしょうか。3月17日の申告期限内に必ず申告されますよう、お願いいたします。

正しい申告を！

所得税の申告は、自分の所得の状況を最もよく知っている納税者自身が、自ら自分の所得を

正しく計算して納税するという「申告納税制度」を採用してい



不足税額の15%または10%の加算税が課され、更に、年利14・6%の延滞税も納めなければならないこととなります。

特に、農耕用自動車（トラクタ・コンバイン）については、取得、廃車、転売等された場合でも、未申告が目立っておりま

す。また、死亡、転出された方の所有する軽自動車が、変更手続きされず、そのままになっているものがありますので必ず手続きをしてください。

申告書の提出先
◎原動機付自転車、農耕用自動車

軽自動車税の
申告について
3月31日（月）
までに…



車検のための納税証明書は…

自動車の継続検査（車検）を受けるときは、自動車税の納税証明書が必要で、自動車税の納税通知書に組み込まれている自動車税納税証明書（継続検査用）は、金融機関の領収印の押印により納税証明書となりますので、自動車検査証と一緒に保管してください。

農耕トラクターは、最高速度三十五キロメートル/h未満であれば小型特殊自動車となります。

◎軽自動車二輪（二五〇cc以下）
全国自動車協会連合会新潟県事務取扱所

◎軽四輪車、軽三輪車
全国自動車協会連合会新潟県事務取扱所

◎二輪の小型自動車（二五〇ccを超えるもの）
新潟県陸運局新潟陸運支局

なお、各軽自動車の申告手続きは3月31日（月）までに済ませてください。

◆特殊自動車の
車種区分が変わりました
農耕トラクターは、最高速度35km/h未満であれば小型特殊自動車になります。

運輸省では、特殊自動車の車種区分の見直しを、平成9年1月1日から実施しました。

＜小型特殊自動車の範囲＞ □部が今回の改正部分を示す

	長さ (m)	幅 (m)	高さ (m)	最高速度 (km/h)	原動機総排気量 (リットル)	
旧	(一律に規定)	4.70以下	1.70以下	2.00以下	15以下	1.5以下
新	農耕作業用自動車(注)	制限なし	制限なし	制限なし	35未満	制限なし
	上記以外の特殊自動車	4.70以下	1.70以下	2.80以下	15以下	制限なし

注：農耕作業用自動車とは、車体形状が「農耕トラクタ」、取得要件等は「農耕用農産物運搬車」に該当する自動車です。